

山梨県と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定締結式

日時 平成28年3月30日(水) 15:00~

場所 特別会議室

次 第

1 協定締結式

写真撮影、挨拶

山梨県知事

後藤 斎

佐川急便(株)取締役

柴田和章

2 共同記者会見

山梨県と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域社会の発展及び活性化並びに県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、密接な相互連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）観光振興及び観光情報の発信に関する事
- （2）山梨県産品の流通・販売支援に関する事
- （3）地域の安全・安心に関する事
- （4）高齢者・障害者支援に関する事
- （5）子ども・青少年の育成に関する事
- （6）災害対策に関する事
- （7）環境対策に関する事
- （8）健康増進・食育に関する事
- （9）その他、地域社会の活性化・県民サービス向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川急便株式会社取締役



2016年3月30日

報道関係者各位

山 梨 県
佐川急便株式会社

山梨県と佐川急便が包括連携協定を締結

～ 山梨県の地域活性化と県民サービスの向上を目指して ～

山梨県（知事：後藤 斎）と佐川急便株式会社（本社：京都市南区、代表取締役社長：荒木 秀夫）は、山梨県の地域活性化と県民サービスの向上を目的とした「地域活性化包括連携協定」を締結し、3月30日、山梨県庁において締結式を行いましたのでお知らせします。

1. 背景

山梨県は世界文化遺産富士山をはじめとした自然景観、温泉、清れつな湧水のほか、ブドウ、モモや、甲州ワインなど、魅力ある地域資源を有しています。今後、中部横断自動車道やリニア中央新幹線の開通、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などの社会情勢の変化を的確に捉え、県内市町村や企業団体などと連携し、地域資源を更に磨き上げ、観光客の更なる誘客や県産品の販路拡大などを図っていく必要があります。

佐川急便では、観光客の利便性向上に向けた「手ぶら観光」を推進、ふるさと納税返礼品の物流支援を行うなど、地域の課題解決を物流面から積極的にサポートしています。2014年には、グループ横断の先進的ロジスティクス・プロジェクトチーム「GOAL® (GO Advanced Logistics)」を発足させ、海外調達から国内での流通加工、さらには最終消費者まで一貫して物流全体をコーディネートし、最適な物流ソリューションを提供しています。

山梨県と佐川急便との連携は、県としては、観光振興、地域の安全・安心の確保、県産品の販路拡大など県施策への協力が期待できること、また、佐川急便としても、県との連携を通じて社会貢献できるなど、相互にメリットがあり、協定締結に向け準備を進めてきました。この度、双方で基本的な合意に達したことから協定を締結する運びとなりました。

本協定の締結を契機に、山梨県と佐川急便は、県民の皆さまへの多様なサービスの創出や地域活性化に取り組んで参ります。

2. 主な協定内容

- (1) 観光振興及び観光情報の発信に関する事
- (2) 山梨県産品の流通・販売支援に関する事
- (3) 地域の安全・安心に関する事
- (4) 高齢者・障害者支援に関する事
- (5) 子ども・青少年の育成に関する事
- (6) 災害対策に関する事
- (7) 環境対策に関する事
- (8) 健康増進・食育に関する事
- (9) その他、地域社会の活性化・県民サービス向上に関する事

【本件に関するお問合せ先】

山梨県 知事政策局
TEL 055-223-1553

佐川急便株式会社 広報部
TEL 03-3699-3614